

2014/05/07 11:36 現在の情報です。

京都市伏見区深草下川原町47番地9
 有限会社ステップアップ
 会社法人等番号 1300-02-024081



商号	有限会社ステップアップ	
本店	京都市伏見区深草下川原町47番地9	
公告をする方法	官報に掲載している	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
会社成立の年月日	平成18年2月2日	
目的	1、不動産事業に関する企画、コンサルタント業務 2、商業施設開発に関する調査、企画、計画、設計並びにコンサルタント業務 3、ショッピングセンターなどの商業施設の管理運営の受託業務 4、テナントの募集の企画並びに代行業務 5、経営の診断、指導並びに経営コンサルタント業務 6、不動産の賃貸及び宅地建物取引業務 7、不動産の維持管理並びに、不動産有効活用に関するコンサルタント業務 8、マンションの管理業務受託及び、建て替え等に関するコンサルタント業務 9、建築工事・設備工事に関する企画、設計、施工、監理、請負及びそのコンサルタント業務 10、食料品、清涼飲料水、酒類、たばこ、塩、衣料品、医薬品、服飾雑貨、家具、インテリア用品、日用雑貨品等の輸入並びに販売業務 11、衣料品、服飾雑貨品、家具、インテリア用品、日用雑貨品等の企画、製作及び販売業務 12、書籍の企画、編集、製作並びに販売業務 13、広告、宣伝に関する企画、製作並びに指導業務 14、講演会、シンポジウム、セミナー等の企画並びに運営業務 15、人材の教育、派遣、紹介並びに斡旋業務 16、飲食店の企画、運営の受託並びに経営業務 17、医療請求事務並びに、経理事務の受託業務 18、損害保険代理業務 19、前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
役員に関する事項	取締役 池田和美	
登記記録に関する事項	設立	平成18年2月2日登記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。